

令和 3 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 4 年 3 月 1 7 日 (木) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
開催方式	Web 会議	
委員	石原正貴 (弁護士) 石田哲也 (東京大学大学院教授) 手塚広一郎 (日本大学教授) 田村雅紀 (工学院大学教授) 栃木敏明 (弁護士)【欠席】 難波譲治 (中央大学教授)	
審議対象期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 9 月 3 0 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争	1 件	
条件付一般競争	1 件	
拡大型指名競争	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
I. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
II. 入札審査等の結果報告及び審議	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【首都圏中央連絡自動車道 芝山工事】</p>	
<p>① 施工体制確認資料を提出せずに無効となった参加者が多いが、考えられる理由は何か。</p>	<p>① 施工体制確認型では、入札価格が調査基準価格を下回った参加者について、施工体制を確認できても施工体制評価点が10点から4点に減点され、技術提案評価型を採用している案件では、技術提案部分の技術評価点も減点することとしている。施工体制確認資料を求められた場合、落札は難しいと判断し、資料提出しない参加者が多いものと推測される。</p>
<p>(2) 条件付一般競争入札方式</p> <p>【関東支社管内 ETC設備工事】</p>	
<p>① ETCの工事を一つの案件にまとめた理由は何か。結果的に1社応札であったが、小分けにしたほうが参加しやすかったと</p>	<p>① 同種工事の実績のある者が16者と少ないため、本件については、支社管内のETC工事を集約し、規模を大きくして発注す</p>

意見・質問	回 答
<p>いうことはないか。</p> <p>② 拡大型指名競争入札方式による発注とすることはできなかったのか。</p>	<p>るほうがスケールメリットやそれによるコストメリットを見込めると考えた。</p> <p>② 一般競争を原則とする内規に基づき対応しており、競争参加資格を全て満たす者が10者に満たない場合は拡大型指名競争入札方式とすることもあるが、今回は16者いたため、条件付き一般競争入札方式による発注とすることとした。</p>
<p>(3) 拡大型指名競争入札方式 【関越自動車道 高崎管内中分防護柵改良工事】</p>	
<p>① 当初発注において、入札前に参加者3者が皆辞退しているが、考えられる理由は何か。</p> <p>② 利益が見込めなかった可能性への言及があったが、当初発注の契約制限価格の妥当性はいかがか。</p>	<p>① 一つは、他機関発注含め、本件以外で魅力的な案件が見つかり、配置できる技術者に限りがあること等から、本件は辞退したということ、もう一つは、当初発注では入札前価格交渉方式を採用していなかったが、ネクスコの積算基準に基づく工事費と参加者の積算との間に乖離があり利益が見込めず辞退したということが考えられる。</p> <p>② 再発注での概算金額 4.2 億円（当初発注の契約制限価格と同等）に対し、落札額が 5.5 億円で、ネクスコの積算と参加者の積算で乖離があったと言える。よって、今後の防護柵改良工事の発注では、現場条件や材料単価を契約制限価格へ適切に反映しやすい見積活用方式の採用が必要と考えている。なお、当初発注では入札者がいなかったため、契約制限価格は存しなかったこととなる。</p>

意見・質問	回 答
<p>(4) 随意契約 【横浜環状南線 公田インターチェンジ工事】</p>	
<p>① 結果的に1社応札であったが、複数の参加があった場合、優先交渉権者は何者選定されるのか。</p> <p>② 住宅密集地での非常に制約の多い工事であり、民間の様々な技術提案を比較評価しながら進めることを期し、技術協力業務を公募型プロポーザル方式で発注したのかと考えられるが、結果的に1社応札であった。例えば、技術提案書の作成期間をもう少し長く設定するなど、参加しやすいための工夫はできないものか。</p> <p>③ 技術提案・交渉方式では、工事の契約締結に際し、契約金額の妥当性はどのように確認しているのか。</p>	<p>① 優先交渉権者は1者である。複数の参加があれば、参加者に順位付けをし、1位者が優先交渉権者となり、手続きを進め、もしその者と価格等の交渉が不成立となったような場合は、2位者が優先交渉権者となり、再度一から手続きを行うこととなる。</p> <p>② 入札公告から技術提案書提出期限まで2か月程度としており、十分な時間をとったと考えているが、ご指摘のとおり、もう少し長めに時間を確保することで多くの参加者を見込める可能性もあるため、今後、工事の内容や難易度等を加味しながら適切に期間設定してまいりたい。</p> <p>③ 工事契約に先立ち、優先交渉権者との間で価格等の交渉により、条件確認等を行いながら妥当性を確認している。</p>
<p>(5) 調査等 【東京外環自動車道 稲荷木北地区他家屋事後調査及び用地補償算定業務】</p>	
<p>① 簡易公募型プロポーザル方式により発注した理由は何か。</p>	<p>① 通常、調査及び補償算定を発注し、居住者等への被害内容の説明についてはネクスク側で実施するが、千葉工事事務所で所掌する東京外環自動車道沿線での家屋調査対象件数が非常に多いことをふまえ、被害内容の説明も含めて発注することとした。居住者等へ説明を伴い、より一層の専門知識、経験、業務理解度等が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により発注し、参加者を評価していくこととした。</p>

意見・質問	回 答
<p>(6) 物品・役務 【令和3年度 パーソナルコンピュータ等賃貸借】</p>	
<p>① パソコン 1 台あたりの価格が約 1 3 万円と高い気がするが、妥当な価格か。</p> <p>② 契約金額 2 1 億円のうち、パソコンの機器代以外の費用は、どのくらいの割合か。</p> <p>③ 市中価格と比べるとパソコンの機器代が高い気がするが、前回の調達金額と比較して妥当な金額か。</p> <p>④ パソコンの性能は必要性能以上があればいいと思うところ、総合評価の評価項目で CPU 性能に関して点数に差をつけているが、その点についての考えはどのようなものか？</p> <p>⑤ 今回の調達はリース契約であるが、総合評価の評価項目にトラブルがあった時のメンテナンス対応等の項目を含めることは考えなかったのか。</p>	<p>① 全国への納入作業費用や保守料等が含まれているので、妥当な価格と考えている。</p> <p>② パソコンの機器代が全体の 8 9%、納入作業費が 1 0%、旧パソコンの回収費用が 1%である。</p> <p>③ 前回の調達は、デスクトップパソコンを調達していて、今回はノートパソコンを調達しているので、パソコンの機器代は異なる。また、今回の調達は、ノートパソコンに別途モニターの接続を新たに追加しており、周辺機器代も含まれている。なお、市中で安く販売されているパソコンは、当社が求めるパソコンの重さやスペック等を満たしていないものであり、その分の価格差があると認識している。</p> <p>④ 必要性能を満たしていれば、通常業務に支障はないが、総合評価で CPU 性能を評価するにあたり、CPU 性能が高くなれば処理速度が高くなるので、この分を評価するという趣旨で行ったものである。</p> <p>⑤ 総合評価の配点については、国の調達を参考にしており、加点項目として保守に関する内容が含まれているケースもあったが、全国に分散されているパソコンに対する保守の拠点に関して、加点しているケースであった。当社の保守の場合は、一か所に壊れたパソコンを集約する形での保守を考えており、故障時には代替パソコンを発送する予定でいたので、保守に対する加点</p>

意見・質問	回 答
<p>⑥ 2位以下の者の評価値が算出されていない理由は何か。</p>	<p>は行わなかった。</p> <p>⑥ 2位以下の者は、契約制限価格を下回っていないため評価値を算出していない。</p>
<p>Ⅲ. 審議結果の報告</p>	
<p>① 抽出事案①について、施工体制確認資料を提出せずに無効となった参加者が多い状況にあります。入札価格が調査基準価格を下回った参加者について、施工体制評価点が10点から4点に減点され、技術提案部分の技術評価点も減点されることに起因すると考えられますが、この運用の妥当性については従来から議論しているところです。令和3年の要領改正により、今後は低入札に対しさらに厳しい運用（調査基準価格を下回る場合、価格評価点が0点）になるとのことですが、運用の妥当性について引き続き検討していただきたく思います。</p> <p>② 抽出事案④について、民間の様々な技術提案を比較評価しながら進めることを期し、公募型プロポーザル方式で発注したのかと考えられますが、結果的に1社応札でした。学識有識者等への意見聴取も実施していますが、1社の技術提案をもって工事契約締結をすることになります。工事契約締結の妥当性について、1社応札の場合、複数の参加者の技術提案を比較評価した場合に比べると評価しづらいと思われれます。非常に難易度の高い案件では、競争参加資格確認申請受付期間や技術提案書作成期間を十分確保するほか、拡大型指名競争入札方式のような</p>	

意見・質問	回 答
<p>に参加を促すようにするなど、少しでも参加者が多くなるように可能な限り、工夫していただきたく思います。</p> <p>③ 抽出事案⑥について、総合評価落札方式を採用しているが、パソコンはある程度の性能があれば耐用性は十分あると思うので、保守や情報セキュリティ関係などの項目を総合評価の評価項目とすることも検討していただきたく思います。</p>	